

山口県教育委員会
教育長 繁吉 健志 様

山口県高等学校教員組合
執行委員長 石田 高士

重点要求

2024年度 要求書

憲法と教育の条理にもとづく教育行政推進に敬意を表します。

さて、2024年国民春闘の一環として、来年度の賃金・勤務条件等の改善をはじめ下記について要求しますので、誠意ある交渉と文書による回答を求めます。

記

1. 教育行政の基本姿勢について

- (1) 憲法の理念と教育の条理、子どもの権利条約およびILO・ユネスコ「教員の地位勧告」を守り生かす立場に立つこと。「地方自治の本旨」と教育の条理をふまえ、不当な教育介入を排し、自主的民主的な教育行政を行うこと。
- (2) 教職3団体と県教委との基本確認「近代的労使関係の維持・継続」・「不当労働行為の根絶」・「憲法・教育の条理にもとづく教育行政の推進」・「学校・教員の教育上の主体性・自主性の尊重」を尊重し、実効ある施策を積極的に行うこと。
- (3) 学習指導要領を学校に押しつけず、学校の主体性と教員の自主的権限を尊重し、教育課程の民主的自主編成を保障すること。
- (4) 憲法と教育の条理およびILO・ユネスコ「教員の地位勧告」「CEART勧告」に反する、個々の教職員に対する「教職員評価」をやめ、「生徒参加、父母・教職員共同の学校づくり」による教育評価および「学校評価」にすること。

2. 賃金・諸手当の改善について

- (1) 基本賃金について、生活と教育活動を保障する抜本的改善を行うこと。
 - ① 県立学校の教職員については切実な要求にもとづき平均33,000円以上引き上げること。
 - ② 山口県人事委員会に対し、年度当初より教職員の賃金・労働条件など全世代一律の待遇改善を強く働きかけること。
 - ア、初任給の引き上げとともに、生計費と経験・勤続年数に応じた賃金水準の改善を重視すること。
 - イ、定年引き上げ対象者の待遇改善とともに、再任用者についても定年引き上げ対象者と同水準の待遇改善を行うこと。
 - ウ、公民比較の事業所規模「50人以上」を、少なくとも「100人以上」にもどすこと。
 - ③ 昇給改善を行うこと。また、55歳超の昇給を行うこと。
 - ④ 地域手当は、全県一律3%支給すること。
 - ⑤ 一時金について
 - ア、勤勉手当部分をなくし期末手当一本とすること。年間6月とすること。
 - イ、差別的な「役職加算」支給(傾斜配分支給)をやめること。当面、加算ゼロをなくすこと。
 - ウ、「基準日」の撤廃を行うこと。少なくとも期間率で支給すること。
 - エ、他県から山口県に採用された教職員の期間率について、他県での在職期間を算入すること。
 - ⑥ 退職手当については基本額の調整率、役職加算の調整月額・格付けを改善し、管理職との格差を是正すること。早期退職優遇制度の運用にあたっては、年金接続までの雇用保障を第一に、募集は本人の意思を尊重し、決して退職強要とならないようにすること。
 - ⑦ 82年度人勸の凍結および83年度・84年度・85年度人勸の値切りによる損失の具体的回復措置を行うこと。1975年以降の全員1号ダウン、6月延伸、運用短縮の削減等による不利益をただちに復元すること。また、09年からの県独自の給与カット3年分、19年度からの給与水準の見直しに伴う給料表2%引き下げを踏まえた賃金回復を行うこと。

(2)教職員賃金について、人材確保法の堅持、勤務実態に見合う賃金改善、また、教職員の職種間における賃金格差の是正、不合理是正を前提に、教職員の給与制度を確立すること。

① 教員賃金水準の改善について

ア、義務教育等教員特別手当の支給額を復元、改善すること。

イ、教職調整額の本体はずしや「メリハリ支給」は行わないこと。

ウ、教員に限定4項目以外の計測可能な超過労働に対する時間外勤務手当、休日勤務手当を労基法どおりに支給すること。また、給特法の改正について、教育現場にふさわしい時間外勤務手当制度となるよう国・関係機関に働きかけること。

エ、障害児教育担当教員の勤務に対する調整数を2に戻すこと。調整額の定額化を撤回し、「改定」以前にもどすこと。当面、基準となる中位号給を上げ、上限率を引き上げること。

② 水産実習船海友丸乗組員の賃金について次の改善を図ること。

ア、海事職の給料の調整数を1に戻すこと。

イ、乗船に伴う諸手当を改善すること。

③ 職種間の賃金格差是正について

ア、管理職手当、教頭給加算支給、一時金の役職加算支給、管理職員特別勤務手当の支給など教育現場になじまない管理職員の賃金優遇、主任手当の支給はやめること。その原資はすべての教職員の賃金・手当などの改善にあてること。当面、管理職手当や主任手当の増額、管理職特勤手当の発動を行わないこと。

イ、教(一)(二)表適用教員については、経年23年(45歳)で3級への昇級を無条件で行うこと。

ウ、実習教員・寄宿舎指導員の2級への昇格基準を改善し、有資格者は即時、無資格者については高卒経年10年、短大・高専卒経年8年、大卒経年6年で2級とすること。

エ、現業職、海事職、研究職についても、行政職(一)表に見合う昇格を行うこと。

④ 不合理・不均衡の全面的是正について

ア、中途採用者の前歴換算を同種10割、異種8割(経年5年以降は10割)とし、第2次換算は全面的に廃止し、再計算による在職者調整を行うこと。

イ、休職、長期療養による昇給差別を廃止すること。

ウ、育児休業、休職、長期療養による退職手当の不利益是正を行うこと。

(3)60歳を超える教職員の賃金については、年齢等による差別は行わず、従事する職務の内容・職責、および蓄積された知識・能力・経験にふさわしいものとし、かつ高齢期にふさわしい生活が維持できる水準とすること。

① 60歳を超えても引き続き同一の職務を担うのであれば、60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該学校職員に適用される給料表の等級及び号給に応じた額の7割水準ではなく、それまでの給与水準を維持すること。

② 定年前再任用短時間勤務の格付けは、60歳定年前と同一の級とすること。また、実際に従事する職務に見合った級とすること。

③ 60歳超の給与月額が、それぞれの級の再任用教職員の賃金を下回らないよう下支えすること。2031年度までに60歳前後の給与水準を連続的なものとするようにする措置については、60歳以前の賃金の現行水準を維持・改善することを前提とすること。

④ 再任用教職員の賃金、待遇について

ア、60歳前教職員との均等待遇を前提に、再任用教職員の賃金を大幅に引き上げること。最低限、定年引き上げと同様の賃金、一時金を保障すること。

イ、早急に扶養手当、住居手当はじめ生活関連手当を支給すること。

ウ、再任用においても、主任実習助手および主任寄宿舎指導員の2級適用を継続すること。

⑤ 定年延長に伴う待遇の変更については、事前に該当者へ説明の機会を設け、周知徹底をはかること。

⑥ 多くの教職員が60歳退職を想定して生活設計をしていることから、退職手当については、60歳から定年までの間で本人の希望により支給できる制度および無利子の貸付制度などの施策を実現すること。早期退職優遇制度についても、定年引き上げとともに優遇措置の対象年齢を段階的に引き上げること。

(4)憲法と教育の条理に反し、教職員の分断と教育を破壊する、新たな賃金施策は行わないこと。

① 「平8確認」をふまえ、賃金への直接的な反映を目的とする「人事評価」「教職員評価」(「査定昇給」、勤勉手当の成績率)は止めること。また、管理職については撤回すること。勤勉手当の懲戒処分者減額支給は廃止すること。

② 「段階評価」「総合評価」は行わないこと。教職3団体との交渉・協議を尽くすこと。

③ 「副校長」設置を撤回すること。当面、管理強化にならないようにすること。「主幹教諭」「指導教諭」など「新しい職」の設置とそれに伴った賃金表の新設、改悪は行わないこと。

- ④ 級間の格差拡大を持ち込む「ジョブ型人事」制度を導入しないこと。
 - ⑤ 「優秀教員」表彰制度は廃止すること。少なくとも名称を変更すること。
- (5) 諸手当の改善・新設を行うこと。
- ① 扶養手当は、配偶者2万円、その他一人1万円とし、加算額支給年齢を引き上げること。配偶者を欠く場合は、一人目の子に配偶者分を加算すること。支給は実生活による申請者中心主義とし、配偶者の両親など扶養対象を拡充すること。
 - ② 住居手当について、持ち家への手当を復元すること。借家・借間の場合の最高支給額を3万円以上に引き上げ、足切り限度額は引き下げること。国準拠の支給基準の見直しを行わないこと。
 - ③ 通勤手当について
 - ア、燃料費高騰に見合うよう、通勤手当に一時的な加算支給を行うこと。
 - イ、通勤手当を増額すること。少なくとも、2017年度水準に戻すこと。教職員の勤務実態に応じた実額を全額支給すること。2km未満についても支給すること。
 - ウ、通勤経路の認定については、機械的に「最短距離」とせず、安心・安全な経路や通勤時の混雑、本人の特別な事情などを最大限考慮すること。
 - エ、高速・有料道路の利用料は、通勤手当と別枠とし全額支給すること。利用認定要件を改悪せず、使用範囲・基準を大幅改善し、実態に応じたものにする。当面、下関一畑生間など短縮効果がある場合は高速・有料道路利用を認めるなど、実態に応じて不合理是正を図ること。
 - オ、学校行事、部活動指導、スクーリング、舎監などの休日出勤に対する通勤手当を支給すること。
 - カ、新幹線通勤については、徳山・新岩国間の利用を認めること。
 - ④ 教員特殊業務手当を大幅に増額すること。部活動指導手当については、3時間程度3,600円に引き上げるとともに、時間単位で平日にも支給すること。また、対外競技等引率指導手当を増額し、引率の場合は「勤務の割り振り」の有無にかかわらず支給すること。
 - ⑤ 宿日直手当については、舎監の宿日直手当を更に引き上げること。休日舎監については直ちに改善すること。舎監手当として月額1万5,000円を支給すること。寄宿舎指導員手当として月額1万円を支給すること。動植物管理のための宿直手当についても更に引き上げること。
 - ⑥ 定通手当の「見直し」改悪を行わないこと。産業教育手当改悪の撤回、少なくとも教員特別手当の併給調整を改善すること。
 - ⑦ 兼務手当は、1時限3,000円に引き上げるとともに、支給対象を拡充すること。
 - ⑧ 入試業務手当（面接手当を含む）を支給すること。
 - ⑨ 職員の駐車場費の徴収は行わないこと。
 - ⑩ 郡部勤務者に僻地手当相当を支給すること。
- (6) 県立大学附属高校の賃金・勤務条件については、高教組と誠実に交渉し決定すること。

3. 時間短縮・多忙化解消など勤務条件の改善について

(1) 労働時間の短縮、職員の健康破壊をもたらす長時間・過密労働を規制すること。

- ① 労働基準法・労働安全衛生法を職場に周知徹底し、遵守させること。また、勤務時間の割り振りなど給特法を徹底させること。
- ② 総実労働時間を短縮し、職員の健康破壊をもたらす長時間・過密労働を規制すること。違法な不払い労働を根絶するために、勤務の実態を正確に把握するとともに、県内すべての公立学校に「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（文科省通達06.4.3）「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康および福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（文科省通知20.1.17）、「4・1文書」を周知徹底すること。安全配慮義務をもつ校長は職場の実態の把握に努め、時間外勤務を規制すること。特に、時間外勤務の上限規制「月45時間、年間360時間」の遵守に向けて、実効あるとりくみを進めること。
- ③ 在校等時間記録表について、昼休み中、持ち帰りの業務時間、宿日直の時間、兼職兼業の時間等を入力する欄を加え、職務に係る時間はすべて算入するなど、総合的な時間外把握を行うこと。虚偽の申告や、時短ハラスメントが生じないよう、管理職への周知徹底を図ること。
- ④ 県立学校に「1年単位の変形労働時間制」導入を推奨しないこと。
- ⑤ 勤務時間の「ゼロ割振り日」の設定は、8時間労働制の崩壊に繋がるため、導入しないこと。
- ⑥ 勤務間インターバル制11時間を導入すること。
- ⑦ 週休2日制の趣旨と学校五日制の教育上の意義を各学校に徹底するとともに、勤務日において労働強化にならないようにすること。
- ⑧ 超過勤務の主な要因となっている課外授業や部活動等の実態について調査・報告すること。
- ⑨ 教育委員会が学校現場に要請する調査・報告等を抜本的に削減すること。「綱紀粛正」など過度な管理統

制は止めること。

- ⑩ 高校入試に関する手続きの簡略化、時期の見直しなどにより業務負担の軽減を図ること。
- ⑪ 「休養日の確保」などの部活動通知・啓発リーフレットを教職員、生徒、保護者に配布し、周知・徹底をはかること。また「休養日」は生徒および顧問の心身両面の健全な状態を保つため、週休日に「確保」するよう通知すること。「学校の決まり」として部活動の休養日を確保することを校長に徹底すること。合わせて、学校部活動の在り方に関する方針（改訂版）の周知・徹底をはかること。
- ⑫ 部活動指導員の配置は、競技力の向上ではなく、教職員の負担軽減が目的であることを徹底すること。また、人員、時間数、報酬等を大幅に改善し、「働き方改革」に資するものとするよう拡充すること。
- ⑬ 長期休業中の「勤務時間管理」「在校確認」と称して、一方的な管理統制を行わないこと。
- ⑭ 長期休業日については、その趣旨を踏まえ、縮減しないこと。
- ⑮ 夏季休暇の日数の拡大ならびに取得期間を延長すること。
- ⑯ 夏季休業中に設定された「学校閉庁日」を職専免とすること。

(2) 教職員定数・採用数を大幅に増やすこと。

- ① 教員未配置問題を、教育委員会の責任として一刻も早く解消すること。常勤配置が難しい場合は代わりに非常勤2名を配置するなど、学校の要望も受け止めながら未配置解消にむけて早急な対策・対応を図ること。
- ② 各校に、少なくとも「公立高等学校の適正配置および教職員定数の標準等に関する法律」および同法施行令を下回らない数の教職員を配置すること。時間外の在校等勤務時間が0となるよう、定数の大幅な増員を行うこと。
- ③ 年次有給休暇、代休、特別休暇などの完全取得を保障すること。そのため、出勤率80%で学校運営ができる教職員定員を配置すること。
- ④ 教員一人当たりの週担当時数は、ホームルーム等を含み、県立高校全日制12時間、定時制10時間、特別支援学校16時間、中学校18時間、小学校20時間を上限とするよう、教員の大幅増をはかること。
- ⑤ 地公法22条の2項の趣旨に立って、臨時的任用は「臨時の場合」「緊急の場合」に限り、代替を除く定数内はすべて正規職員として欠員補充を解消すること。とりわけ、臨採率の高い特別支援学校については是正すること。常勤・非常勤講師については定数外とし、県費負担で加配として措置すること。また、欠員補充の解消のための計画をもつこと。
- ⑥ 県議会請願採択(96年12月)事項の「35人学級の実現」をすべての高校で実現するための教員採用計画を立て、教職員定数の不足をきたさないよう配慮すること。
- ⑦ 高文連・高体連事務局担当校に単県負担加配教員を措置すること。
- ⑧ 高校再編整備計画に関わる当該校に加配(各校最低5名)を行うこと。

(3) 母性保護・子育て支援・介護について次の改善を行うこと。

- ① 産休は、前後10週間に無条件で延長すること。また、産前休暇に入る前の早産は産後休暇12週間とし、前後の割り振りのずらしができるようにすること。妊娠4カ月未満の流産に対する保障は最低1カ月とすること。
- ② 産休・育休引き継ぎ日を実情に即して延長すること。産休代替の未配置を防ぐためにも、夏季休業前に産休入りする教員の代替を年度当初から措置できるようにすること。
- ③ 妊娠に伴う軽減措置について、持ち時間軽減、体育代替の配置基準改善(無条件配置など)、通勤緩和の運用拡大、繁忙期の養護教諭への補助・代替の改善・拡充、寄宿舎指導員の宿泊勤務免除を行うこと。障害児教育担当者については別途負担軽減措置を講ずること。また、妊産婦の法定労働時間を守るとともに、産休前労働軽減措置を全職種に拡大すること。
- ④ 妊娠障害休暇日数は最低1カ月とすること。
- ⑤ 更年期障害に対する休暇を最低1カ月保障すること。また、通院保障を行うこと。
- ⑥ 育休の無給規定を撤廃し、育児休業中の教職員に生活を保障する「休業給」を支給すること。
- ⑦ 育児時間を1日120分に延長し、対象を3歳児まで延長すること。
- ⑧ 不妊治療に係る病気休暇を取得しやすく改善すること。また、不妊治療のための欠勤を制度化すること。
- ⑨ 子の看護休暇制度を拡充すること。
 - ア、取得期間は各子ごとに10日までとすること。
 - イ、子の対象年齢を高校教育終了までとすること。
 - ウ、障がい・疾病をもつ子がいる場合は、子の看護休暇の日数および対象年齢を拡充すること。
- ⑩ 配偶者、父母、配偶者の父母を対象とした「家族看護休暇」を新設すること。
- ⑪ 子の入学式や卒業式、参観日への出席など学校行事参加などを含めた「子育て休暇」を新設すること。
- ⑫ 育児短時間勤務制度について、後補充を必ず付けること。また、短時間勤務等の再任用制度の活用など教職員の勤務にあった取りやすいものに改善すること。

- ⑬ 介護休暇を特別休暇とすること。当面、介護休暇制度の介護対象拡大、期間延長、所得保障など現行制度を拡充すること。介護欠勤制度を新設すること。
- ⑭ 介護保険を措置制度を含めて充実・改善するよう国に積極的に働きかけること。その際、財源の公的負担を80%以上とし、労使負担割合では労働者負担を30%以内とするよう働きかけること。
- ⑮ 公立学校共済のホームヘルパー雇用費補助制度を拡充すること。

(4) 出張旅費について

- ① 出張旅費の抜本的増額を行うこと。旅費条例を教育機関と教職員にふさわしいものに改正するよう県当局に要求し実現につとめること。
- ② 旅費は個々の学校に公平・公正に配分すること。また、学校内では旅費使途をガラス張りにし、教職員の合意によって配分するよう指導すること。
- ③ 生活指導、進路指導等にかかわる通信費を予算計上すること。
- ④ 学校間、校舎間の兼務・移動に伴う旅費は2km未満を含め支給すること。
- ⑤ 出張旅費については、実態に応じて高速使用料を支給すること。
- ⑥ 部員10名以上の県内の追加引率旅費を直ちに復活させること。
- ⑦ 校外での練習試合等もすべて含め、部活動に関連する生徒引率はすべて出張扱いとすること。また引率の際、運転手付き貸し切りバス利用を県費で保障すること。状況によって県内引率が困難な場合には引率レンタカー使用を認めること。
- ⑧ 修学旅行については、旅費基準の抜本的改善や旅行雑費の増額を行い、引率教員の自己負担をなくすこと。また、引率教員を増員すること。
- ⑨ 多忙化解消のため、生徒引率等で教諭と実習教員の差別を撤廃し、希望する実習教員の部活動単引率や寄宿舎の舎監業務を認めること。
- ⑩ 高教研・高体連・高文連等の役員会出席を出張扱いとすること。

(5) 教職員への被服貸与は、会計年度任用学校職員も含め、更衣を必要とする教職員全員に拡大すること。また、部活動担当教員についても被服貸与すること。貸与は期間満了ごととせず、当該年度当初とすること。被服貸与者の要望を聴取しそれに応えること。「被服貸与規則」別表を改善すること。

(6) 部活指導にかかわる経費について顧問の自己負担をなくすこと。

(7) 「電子県庁基幹システム」については、学校・教職員に対応したシステムになるよう、学校現場および教職3団体と十分協議すること。教職員に対する研修、セキュリティ対策を十分におこなうこと。

(8) 「統合型校務支援システム」「GIGAスクール構想」に対応可能なICT機器の整備・管理について県教委が責任をもって行うこと。「統合型校務支援システム」については、各校の実態に対応できる汎用性と処理速度を確保し、勤務条件の改善に資するシステムとすること。

(9) 上記(7)(8)に対応するため、備品およびシステムの整備・保守にかかわる専任の管理者を公費で配置すること。ICT支援員については有資格者とし、増員配置すること。

(10) 拙速なフルクラウド化は多忙に繋がるため、支援員などの人員を配置するとともに、現場の意見を聞きながら慎重に進めること。

(11) 視覚障害をもった教職員に対し、文書や電子県庁について特段の配慮を行うこと。

(12) 組合の機関会議およびメーデーへの参加は特別休暇とすること。

(13) ボランティア休暇については、本人の自主性・自発性を尊重し、年休など諸権利行使を圧迫しないこと。また、「評価」に関連させないこと。活動にともなう事故補償（ボランティア保険の負担）を行うこと。

4. 研修について

(1) 教特法第21・22条にもとづく研修権を完全に保障すること。そのために校長を指導すること。また、教員の研修権を尊重し、有給長期の研修休暇を制度化すること。

(2) 県教委、研修所などの行う研修はすべて「自主・民主・公開」の原則を貫くこと。

(3) 初任者研修・中堅教諭等資質向上研修などの法定研修やフォローアップ研修・6年次研修などの県教委悉皆研修を廃止すること。また、「研修」により教員を「教員育成指標」等で管理統制することなく、あらゆる研修において教員の自主性を保障すること。また、「研修」を「教職員評価」・査定昇給・勤勉手当・昇任・人事異動などに利用しないこと。

(4) 初任者研修について、初任校が採用籍と異なる校種であった場合に、希望に応じて採用籍に即した研修を受けられるよう、弾力的に運用すること。

(5) 「公立学校新規採用予定者研修会」は実施しないこと。少なくとも旅費保障を行い、臨採者については最低限、職専免扱いとすること。

(6) 憲法と教育の条理、学校教育法、教育公務員特例法、およびこれまでの高教組との交渉の経緯を尊重するとともに、文科省のしめつけ・介入を排除すること。制度の見直しにあたっては、高教組と協議すること。ま

た、高教組との諸確認を山口総合教育支援センターにも遵守させ、教員の教育上の自主的権限を尊重・保障させること。

- (7) 校内研修については、学校の主体性を尊重するとともに、教職員の合意のもとで行い、参加を強要しないよう校長を指導すること。
- (8) 憲法と教育の条理および教特法の立法趣旨に反する教員の民間企業派遣研修を実施しないこと。また、現行の教頭民間企業派遣研修を即時廃止すること。
- (9) 研修に関わる準備・事後処理を含めて、勤務時間内に終了すること。職場の多忙な状況に配慮し、過重な負担を強いるレポート等は課さないこと。
- (10) オンラインでの受講や動画視聴による研修を行う際は、正規に業務が割り振られた時間において行うことを徹底し、研修への参加に専念できるよう校長を指導すること。また、オンライン研修を勤務公署以外でも受けられるようにすること。
- (11) 「新たな研修制度」については、多忙化に繋がらないよう2022年10月20日付け「新たな研修制度」に関する要求書」およびその協議・交渉の到達点をふまえて取り扱うこと。また、本格実施以降も県教委の「令和5年度からの研修履歴の記録と活用について」の内容を貫くこと。

5. 公正・民主的な任用と人事について

(1) 教職員の任用については、次のような施策を行うこと。

- ① 外部からの干渉・介入を排除するとともに、公正・民主の合理的採用システムを貫き、思想・信条などによる差別的任用や縁故任用は行わないこと。
- ② 憲法と教育の条理、子どもの権利条約を尊重し教育が国民に直接責任をもって行われることを自覚し、「全体の奉仕者」としてふさわしい人物を採用すること。
- ③ 面接を含む採用試験問題および採点・選考基準を公開し、不合格理由を明確にするなど採用システムのいっそうの公正化をはかること。
- ④ すべての職種・教科・科目で採用試験を実施すること。
- ⑤ 学卒非常勤講師制度を廃止した経緯を尊重すること。臨時採用経験者については別枠採用など、その教職経験を考慮して選考すること。
- ⑥ 若年退職等を考慮し、追加登載を行うこと。
- ⑦ 教員採用試験における、「山口県教師力向上プログラム」特別選考は、採用試験を実施する側である県教委が一部の受験者に対し有利な条件を与えるという、試験の公正性を著しく欠く性格を備えるものであることから、廃止すること。

(2) 教員免許を持たない人が受験できる特別選考枠については、教員の専門性の低下などにも繋がるため、やめること。

(3) 異動にあたっては「希望と納得」の原則にたって公正に行うこと。「公募制」や「F A制」は実施しないこと。

(4) 2021(令和3)年度末以降の人事異動の進め方については、教員の専門性、直接責任制の見地からこれを抜本的に見直すこと。引き続き高教組と交渉を持つこと。

(5) 管理職人事については、憲法と教育の条理、子どもの権利条約を深く理解し、教育者としての人格・能力・識見・人権感覚・経験などが豊かで教職員集団から信頼されている人物を配置すること。高教組組合員から起用すること。外部からの干渉・介入を完全に排除すること。

(6) 「新しい職」の設置や特別な教員づくりの制度は導入しないこと。また、副校長・複数教頭を廃止すること。

(7) 「CEART勧告・報告」に則り、「指導不適切教員」政策と「教職員評価」システムについて高教組と協議・交渉を行うこと。

(8) 若年退職の多い教職員の実態を踏まえ、教職員の賃金水準の確保と定年まで働き続けられる環境整備を図ること。

(9) 希望するすべての教職員に、年金支給開始年齢(65歳)まで働き続ける権利を保障すること。またそのために短時間・フルタイムの相互移行ができる条件整備を行うこと。

- ① 定年年齢引き上げに伴う高齢者部分休業の導入については、フルタイムでの復帰を前提とし、申請者本意で取得できるようにすること。また、休業期間は1日から1年の期間とすること。1ヶ月以上の取得については休業する職員の代替として後補充(短時間勤務職員)を採用すること。
- ② 定年前再任用短時間勤務制度については次のことを実現すること。
 - ア、希望するすべての教職員に定年前再任用短時間勤務を保障すること。
 - イ、希望していないにもかかわらず、定年前再任用短時間勤務制度を強要しないこと。
 - ウ、60歳前、またはそれ以降に退職し、一定の期間をおいた場合でも、定年年齢引き上げに達する年齢までは、希望により定年前再任用短時間勤務として、また、それ以外の短時間勤務として働き続けられるよ

うにすること。

- ③ 再任用短時間勤務および定年前再任用短時間勤務については定数外として措置すること。また、実効あるものとなるよう国に予算要求すること。

(10) 当面の再任用制度について、以下の点を重視すること。

- ① 再任用制度について「雇用と年金の接続」を原則とし、希望者は全員任用すること。
- ② 下関商業高校・県立高校間で定年を迎えた教員の再任用を保障すること。

6. 教職員の健康と安全衛生の確立、福利・厚生について

(1) 教職員の適正な健康調査を実施し、公務災害を未然に防ぐため勤務条件・教育条件・福利厚生など多面的な諸施策を講じること。

(2) 改正労働安全衛生法の趣旨をふまえ、労働安全衛生体制の充実をはかること。

- ① 職場の労働安全衛生体制については、多忙化や養護教諭の負担増をきたさないよう、教職員の健康・安全の保持・増進に要する業務に見合う事務職・現業職員の増員を行うとともに、職場組合との協議を尊重すること。
- ② 校長に安全配慮義務の責任者であることの自覚を持たせ、「衛生委員会」からの提言や具申があれば、具体的な改善策を講じるなど、その責任を果たさせること。
- ③ 労働安全衛生法改正を踏まえ、ICカード等による業務時間把握について、実労働時間を正確に計測することを管理職に徹底すること。持ち帰り業務、昼休み休憩時、宿日直の時間、兼職兼業の時間等についても把握すること。また、カードリーダーの複数設置や、記録管理のためのソフトウェアの改善をすすめること。
- ④ 労基法・労安法に基づき、各職場の月 45、80、100 時間以上の時間外勤務者の人数だけでなく、各職場の平均超過勤務時間を把握し、公表すること。
- ⑤ 長時間労働や過重労働による健康被害防止のための施策を講じること。教職員の日常的な健康相談、メンタルヘルス相談に対応するため、産業医の配置および当面学校管理医の研修のための予算を確保し「医師による面接指導」を確実に実施すること。
- ⑥ 実効ある「作業管理」「作業環境管理」「健康管理」を実現するために、県教委にすべての県立学校を統括する総括安全衛生委員会を設置すること。

(3) 教職員の健康の保持・増進のために次のことを行うこと。

- ① 教職員の健康診断費用は、「要精密」検査まで全額公費負担とすること。また、検査項目の拡大、人間ドック・脳ドックの拡充、婦人検診の定員増を行うこと。骨粗鬆症検診の拡充および歯科検診の充実をはかること。
- ② 健康診断時の胃検診について、バリウムと胃カメラを希望に応じて選択できるようにするか、胃カメラ選択者への一定の補助を行うこと。
- ③ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症を含め、ワクチン接種については無料化とするよう、関係機関にはたらきかけること。
- ④ メンタルヘルス対策について管理職に正しい認識をもたせるとともに、サポート体制を確立すること。復職サポートについては、病休者の実情に即した柔軟な対応を行うこと。
- ⑤ ストレスチェックを効果的に実施し、メンタルヘルス不調を未然に防止するとりくみを確実に実施すること。なお実施にあたっては職場の多忙化等に繋がらないよう十分配慮すること。各職場の実態を把握し公表すること。また、医師面接のプライバシーを確保すること。
- ⑥ 鍼・灸・マッサージ治療に対して費用補助の対象をすべての教職員に拡充すること。

(4) 安心して治療に専念できるよう、病気休暇の日数を 180 日（現行 90 日）に延長すること。また、病気休職を 5 年に延長し、休職期間の給与支給率は 3 年間 10 割、以後 2 年間で 8 割とすること。当面、標準報酬制の導入に伴う、傷病手当金の無支給期間を生じさせないようにすること。病気休暇についてはクーリング期間を 20 日とし、病気休職のクーリング期間については 6 ヶ月とすること。

(5) あらゆるハラスメントを根絶すること。またその防止のために使用者責任を明らかにするとともに、「セクハラ指針」「パワハラ指針」について学校現場に周知徹底すること。

(6) 性的少数者である教職員が働きやすい職場環境を整え、福利厚生についても、権利の均衡を図ること。

(7) 勤務・教育活動中や通勤途中の災害については国賠法に基づき、県教委の責任で賠償・損害補償すること。賠償・損害補償を教職員個人の負担としないこと。

(8) 公務員災害認定制度の抜本的改善をはかること。

- ① 災害認定について、「業務起因性」と「業務遂行性」を要件とする現行基準を廃止すること。認定の基本原則として、使用者側に「公務外」の立証がない限り「公務上」とする、「使用者挙証責任制」を確立すること。

- ② 精神性疾患の公務災害認定については「本人基準」を採用すること。
 - ③ 地方公務員災害補償基金制度の民主化をはかること。
 - ④ 補償額の大幅引き上げをすること。
- (9) 共済組合・互助会の施策について
- ① 共済掛金の負担割合を使用者負担 70%、本人負担 30%とし、国庫負担の拡充を国に要請すること。
 - ② 健保本人 10 割給付を回復させること。当面、短期給付の一部負担還元金および附加給付を増額すること。
 - ③ 退職者の継続組合員期間を 5 年間とすること。
 - ④ 教職員互助会への県費補助金の復活を働きかけること。
- (10) 「教職員生涯福祉財団」の構成団体および公立学校共済組合の運営審議会委員・理事から全教を排除していることを直ちにやめるよう関係機関に働きかけること。また、「財団」の「経済生活支援事業」と称しての民間生保商品や教職員共済(旧日教組共済)を公立学校共済山口支部・互助会が請け負わないこと。
- (11) 教職員住宅の設備改善および補修の予算を増額計上し、居住者の意向を尊重し機敏に行うこと。また、共益費に上限を設けるなど、居住者の負担を軽減すること。
- (12) リフレッシュ休暇(特休)を新設すること。
- (13) 60 歳年金支給・最低保障年金制度など年金制度の拡充について関係機関に働きかけること。

7. 臨時的任用教職員・会計年度任用学校職員の待遇改善について

- (1) 臨時的任用教職員や会計年度任用学校職員の待遇(賃金、一時金支給増、格付け、昇給改善)について抜本的な改善を行うこと。
- (2) 任用の際、賃金・勤務条件について、本人に書面等をもって明らかにし、合意を得ること。
- (3) 臨時的任用教職員・会計年度任用学校職員については、月の途中の任用であっても、通勤・住居など諸手当の実績支給を行うこと。
- (4) 会計年度任用学校職員・専門パートタイム(非常勤講師)の賃金を 1 時限 4,000 円とすること。「実績支給」を撤回し、月額支給にもどすこと。当面 3 / 3 加算とすること。また、一時金の支給条件を緩和し、社会保険加入を実現すること。また会計年度任用学校職員・専門パートタイムの経験は前歴 8 割と換算すること。
- (5) 臨時的任用教職員についても代替を認め、病休、育休、介護休暇を保障すること。
- (6) 会計年度任用学校職員の休暇制度については制度の周知をはかり、完全保障すること。
- (7) 育休代替の任期付き学校職員に関する制度を整備し、その活用を図ること。
- (8) 任期途中の解雇は断じて行わないこと。やむを得ない場合は解雇予告手当を支給すること。
- (9) 下関商業と県立学校間で異動した常勤講師の期間率、前赴任校の在職期間を算入すること。
- (10) 臨時的任用教職員が山口県の教員採用試験を受験する場合は、職務に専念する義務を免除すること。また、試験日程についても配慮すること。採用試験については、現場での臨採・会計年度の経験を重視し、一次試験免除などの優遇措置を行うこと。
- (11) 会計年度任用職員の公募については、周知徹底を図ること。
- (12) 臨時的任用教職員および会計年度任用学校職員の公立学校共済組合制度の適用については引き続き継続すること。

8. 憲法と教育の条理、子どもの権利条約の精神にもとづく民主教育の確立について

- (1) 「特色づくり」競争や学校制度の複線化など、憲法と教育の条理に反し、教育に差別と格差をもちこむ、文科省の「教育改革」・教育制度改変は、これまでの「確認」に基づき実施しないこと。
- (2) 教育委員会制度の民主化をはかること。一般行政からの独立、地方分権、教育の自主的権限や主体性を堅持すること。
- (3) 「日の丸・君が代」や「愛国心」・道徳教育を学校現場に強制しないこと。99 年 9 月県議会での教育長答弁を遵守するとともに職場での民主的な論議を保障すること。
- (4) 歴史の真実をゆがめ、憲法「改正」に子どもたちを誘導する教科書などを学校と教育にもちこませないこと。教科書採択にあたっては、その採択会議の公開と議事録の全面開示を行い、教員の専門性や裁量、各学校の選定を尊重すること。
- (5) 高校生に憲法・子どもの権利条約に基づく主権者教育と政治活動を保障すること。
- (6) いじめ・体罰を根絶するため自由な議論を保障し、「参加と共同の学校づくり」を行うこと。また、これらを理由に管理統制を強化しないこと。
- (7) 個々の教職員に対する「教職員評価」ではなく、教育条件整備を含めた多面的な学校評価・教育評価が期待できる「生徒参加、父母・教職員共同の開かれた学校づくり」をすすめるため、コミュニティ・スクールを導入する各学校に三者(生徒・保護者・教職員)協議会を設置し、その予算化を図ること。
- (8) コミュニティ・スクールを口実に、教職員や生徒を地域活性化の手段としてむやみに利用しないこと。学校

として地域の行事等に参加する際は、校長を中心に内容を精査し、教職員や生徒の負担過重にならないよう配慮すること。

- (9) 高校入試選抜制度の多様化・多元化を行わないこと。調査書・指導要録の観点別評価を廃止すること。推薦入試は新たな負担とならないよう、また競争の教育を助長しないよう、学校の主体性を尊重すること。
- (10) 特定の教育政策を押しつけるための「学校評価」システムをおこなわず、各学校の自主的・民主的な計画策定を尊重すること。
- (11) 教員の教育上の自主的権限を尊重し、「シラバス」作成および「授業評価」の実施については、各教科の自主性に委ねること。
- (12) 観点別評価については、統一的な基準、様式を押しつけず、学校の主体性を尊重すること。
- (13) ICT機器については、活用を強要することがないようにすること。
- (14) 「大学入学共通テスト」への民間企業による検定試験の活用や記述式問題の導入など、公平・公正の原則を崩す稚拙な「大学入試改革」に反対すること。
- (15) 勤務時間外の課外や土曜日授業、土曜日の教育活動は実施しないこと。生徒の家庭や地域での生活やゆとりを保障すること。
- (16) 県教委の各種審議会および教育委員会会議はすべて公開で行うこと。各種審議会等の委員の選考・任命に対して高教組代表および教職員組合山口県協議会の代表を推薦すること。また、高教組が意見する機会を保障すること。
- (17) 特別免許状、外部講師の活用は、高教組との交渉の経緯を尊重すること。経済団体などからのキャリア・インストラクターなど外部講師派遣は公教育としての中立性を厳格に守ること。
- (18) 高校生交流集会など自主活動に対する公費助成を行うこと。また、山口県高校生交流集会および平和・人権・民主主義を考える全国高校生集会実行委員会事務局担当教員の時間保障を行うこと。そのため、県費負担加配教員を措置すること。
- (19) 人権教育は、高教組との協議・確認を誠実に遵守するとともに、特別の教育とせず、日本国憲法と教育の条理、子どもの権利条約やジェンダー平等に基づく民主教育の一環として位置づけ、学校・教員の主体性・自主性を確保すること。
- (20) 就職を希望する新規高校卒業者 100%の内定をはかり、未就職者については支援をはかること。新規高校卒業者の就職を保障するため、大きな社会的責任をもつ県内有力企業での採用を大幅に増やすよう積極的な施策を行うこと。有力企業の採用ゼロは就職差別であることを明らかにし、採用ゼロ大企業名(500人以上)を公表すること。また、公的就労の幅を広げ積極的な雇用創出を図ること。高校・特別支援学校の新規卒業者の未就職者に対する生活保障および公費による技能習得を保障すること。学校の要望にもとづき就職サポーターを増員配置すること。
- (21) 働くルールを学ぶ啓発資料を県独自で作成し、卒業予定者全員に配布すること。
- (22) 解雇の金銭解決制度、雇用継続型契約変更制度(賃下げ飲まねば雇い止め)、労使協創協議制、労使委員会制度(労組の団結・団交権のはく奪)、試行雇用制度(どこまでも試採用、解雇自由)、裁量労働制、高度プロフェッショナル制度(残業代ゼロ)の拡大など労働法制の改悪等をしないよう、関係機関に働きかけること。
- (23) 自衛隊の不当な入隊勧誘・生徒名簿入手など、不当な勧誘をやめさせ、就職ルールを遵守させること。
- (24) 生徒へのボランティア活動の強制をしないこと。また、文科省による憲法第18条違反の奉仕活動義務化を排除し、ボランティア本来のあり方を保障すること。
- (25) 情報公開については、憲法と教育の条理にもとづく公正な取り扱いおよび人権尊重を貫くとともに、教育介入を許さないこと。

9. 教育条件の整備・拡充について

- (1) 国に対して高校標準定数法の抜本的改善を要求すること。
- (2) 学級規模については、普通科30人以下学級、全日制専門科25人以下学級、定時制20人以下学級に移行すること。当面、96年県議会請願の採択内容である「普通科35人、全日制専門科30人、定時制20人学級実現」をただちに実施すること。また、教職員数は県独自で加配を措置し、「学級数」を基本として算定・増員すること。
- (3) 生徒数減少を口実とした機械的な学級・学科の削減や統合・廃止を行わないこと。また、教職員定数の削減を行わず、生徒数減にあたっては学級規模を縮小すること。中国山地、大島郡、北浦など過疎地の各普通科高校(分校を含む)は、山口県教育の伝統を守り、地域文化の発展、人口定住政策のために、30人以下学級として存続・充実させること。分校や定時制・通信制課程については、生徒数減を理由に減員や統廃合を行わないこと。事務職員、現業職員を確保すること。
また、北浦地域や柳井地域に定時制高校を新設すること。
- (4) 高校「再編整備」については、これまでの「再編整備」について検証し、課題を明らかにすること。各校内

での民主的検討・論議の保障と並行して、すべての学校の当事者（小・中・高校の児童生徒・父母・教職員、地元自治体、地域住民、同窓会など）が一堂に会して意見や要求を直接交えられる民主的な論議の場を設けるなどオープンにすすめること。

また、高校「再編整備」にかかわって、教育水準の低下を招かず、生徒の学習権・教育の機会均等の保障に万全を期すこと。

- ① 12月に公表された「県立高校再編整備計画（前期実施計画）一部改定」については、教育を受ける権利、人格の完成をめざす教育の理念に反しており、撤回すること。県民の合意のない再編整備は実施しないこと。
 - ② 対象校における教職員の民主的な討議を十分保障すること。
 - ③ 高校「再編整備」にかかわって、教育水準の低下を招かず、生徒の学習権・教育の機会均等の保障に万全を期すこと。また、対象校には加配をすること。
- (5) 競争強化と学習権侵害に繋がる通学区「全県1学区化」は止めること。
- (6) 特別支援学校の教職員定数については、幼稚園から高等部専攻科を含めた単独法として標準定数法を制定するよう関係機関に働きかけること。また、障害の重度化・多様化の実態に即した教職員数を配置するとともに、教育相談学級・幼稚園・専攻科、訪問教育に教職員定数を実配置・増員すること。
- (7) 教職員の増員を行い、障害に対応できる施設・設備の改善など教育条件の整備を行うこと。5障害対応の制度を抜本的に見直し、障害種別の理念を基本とすること。
- (8) 特別支援学校における児童・生徒数の増加に伴う教室不足解消に向け取り組むこと。
- (9) 希望するすべての障害児に発達と障害に応じた後期中等教育を保障し、障害児教育の民主的発展のために、以下の諸要求について、その実現をはかること。
- ① 美祢・長門地域の分教室を分校に格上げすること。厚狭地区に特別支援学校を新設すること。
 - ② 教頭・部主事の授業担當時数の適正化をはかること。
- (10) 「特別支援教育」を口実とした障害児教育のリストラをおこなわないこと。
- ① 障害児教育の専門性を維持・発展させるため、新しく設定された国の特別支援学校の設置基準を既存校にも適用すること。また、その改善を国に働きかけること。教職員の増員を行い、障害に対応できる施設・設備の改善など教育条件の整備を行うこと。
 - ② 高校等に在籍する特別な教育ニーズをもつ生徒の教育については、既存の障害児教育の枠内ではなく、新たな施設・設備・人的配置などの予算措置を講ずること。
 - ③ 寄宿舎の入舎基準については、通学の利便性に限定せず、家庭の事情や教育的効果を考慮すること。
- (11) 「通級による指導」は教員(常勤、常駐)の別途加配を行い、必要な予算措置を確保すること。
- (12) 医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する学校には実態に即した対応ができるよう医療関係職員の配置を拡充すること。
- (13) 養護教諭をすべての学校で複数配置すること。とりわけ、12学級以上校、教育「困難」校、定・通制併置校、特別支援学校(各学部ごと)については早期に複数配置すること。定時制・通信制には専任・正規の養護教諭を配置すること。当面、現在の養護教諭の全日・定時にわたる勤務に対しては兼務手当を支払うこと。通信制・スクーリング時に養護教諭を配置すること。また、年度初めの繁忙期、妊娠者の負担軽減、大規模校に対し、養護助手(仮称)を配置すること。
- (14) すべての学校にスクールカウンセラーを常駐させること。当面、相談生徒のプライバシー保護のため、保健室に隣接する相談室を整備し、県立学校へのスクールソーシャルワーカーを増員配置すること。また、教育相談事業については、現場の実態や意向をふまえてスクールカウンセラーの増員や時間数の拡充を行うこと。定時制については、岩国商業高校東分校、山口松風館高校、下関双葉高校に常駐配置し、全県定時制に対応させること。
- (15) すべての学校に専任・専門・正規の学校図書館職員を配置すること。また、現在図書館業務を行っている事務職員・図書館職員の解雇・転勤強要をしないこと。また、身分の確立、待遇の改善を行うこと。
- (16) 防府高衛生看護専攻科に看護科教員および看護師資格をもつ実習教員の増員、事務職員の増員配置を行うこと。
- (17) 常駐する専任の家庭科教諭を各校最低1名配置すること。また、家庭科実習の充実のため「実習助手」を増員配置すること。
- (18) 専任の情報科教諭を採用・増員し、他教科との兼務を解消すること。
- (19) 芸術科教諭は、各科目各校最低1名を配置し、兼務を解消すること。
- (20) 普通科の実習教員をすべての学校に配置すること。普通・専門教科ともに、実習教員を対象とした単位認定講習を全教科開催し、実習教員の教員免許取得と教諭任用替えを保障すること。また、当面実習教員(2級)の昇格条件を改善すること。
- (21) 事務職員・現業職員の削減は行わないこと。また、現業業務を民間委託しないこと。校務技士は、本校・分

校を問わず最低1名配置とし、学校規模に応じて加配すること。

- (22) 特別支援学校の寄宿舎指導員については即時定数法通り正規の配置を行い、寄宿舎指導員としての身分の確立と待遇の改善をはかること。また、下関中等教育学校など寄宿舎を併設している学校には専任・正規の舎監を複数名配置すること。
- (23) 常勤の学校業務支援員を県費で、県内小学校、中学校、県立学校すべてに配置すること。
- (24) 教育費の父母負担軽減と教育の機会均等保障のため、下記事項の実現をはかること。
- ① 高校授業料については所得制限を撤廃し、完全不徴収を実現すること。また国や関係機関に要望すること。
 - ② 入学試験料・入学金・進級料の廃止など、高校教育完全無償化に向けた施策をすすめること。また、部活動における生徒の自己負担の形による父母負担を抜本的に解消すること。
 - ③ 学校運営に必要な諸経費はすべて県費負担として大幅な増額をはかり、父母負担をなくすこと。「教育後援会」等の名目で増額されている父母負担を大幅に解消すること。そのために県費補助を行うこと。
 - ④ 交通事情の悪化や通学区域拡大、募集停止・閉校、高校統廃合による通学費等の父母負担の軽減をはかること。当面、高額通学費負担に対する補助を行うこと。また、全日制高校にも通学バスを拡充すること。
 - ⑤ 日本スポーツ振興センター災害共済給付掛金の値上げをしないよう関係機関に働きかけること。また、補償額を引き上げるなど改善するよう働きかけること。
- (25) 貧困から子どもと教育を守るため、以下のことについて施策を講じること。
- ① 奨学のための給付金制度について保護者への周知徹底をはかるとともに、制度の拡充を行うこと。
 - ② 給付型奨学金制度の創設、無利子奨学金の枠を拡充するよう国に働きかけること。
 - ③ 山口県独自に、就・修学援助措置、高校・大学・短大・高専・専門学校生への貸与および給付型奨学金制度の拡充・創設を行うこと。また、急激な状況変化への対応を行なうこと。
 - ④ 厚生労働省通知「生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)」の特例措置について学校・保護者への周知徹底を図ること。また手続きの省略、収入基準の緩和、学校からの申請など利用しやすい制度に改善すること。
 - ⑤ 教育費負担の困難などに対応するため、教育行政として保護者が気軽に相談できる相談窓口を設けること。
- (26) 大学の授業料・入学金の引き下げ、私学助成の大幅増、奨学金制度の充実等教育費の保護者負担の軽減をはかること。また、山口県で教員になった際には、奨学金返還の免除または補助をすること。
- (27) 義務教育費国庫負担制度の存続および負担水準の維持・引き上げについて国および関係機関に要請すること。また、「高校教育費国庫負担制度」(仮称)の創設を関係機関に働きかけること。
- (28) 定通制の夜食補助制度、教科書無償制度を復活すること。また、勤労青少年に対する奨学制度の改善と就学条件整備を行うこと。
- (29) 家庭における生徒のオンライン通信経費を削減せず、平等に保障すること。
- (30) すべての学校災害に対する補償を確保するため、国と設置者負担による「学校災害補償制度」を確立するよう国に働きかけること。当面、県教委・県行政の責任で学校災害において、教員身分の保障および被災生徒に対する補償に万全を期すこと。
- (31) 児童生徒の障害に起因する器物破損に対しては、障害のある児童生徒の教育環境整備として公的補償制度を確立すること。とりわけ、眼鏡等、私物への器物破損は直ちに行うこと。
- (32) 生徒の事故防止、安心・安全な通学のために、以下について施策を講じること。
- ① 交通事故防止のため、各学校周辺の通学路を調査し、外灯整備、歩道・自転車道整備、信号設置等を行うよう関係機関に働きかけること。通学バスについて各学校の児童生徒の通学実態に応じて整備・増便を行うこと。
 - ② 生徒の安全な通学与交通機関確保のため、公共交通を充実させ、減便や路線廃止、駅の無人化・夜間無人化・車輛の削減・ワンマンカー化等をさせぬよう、安全指導、生徒指導などの立場から関係機関に積極的に働きかけ、実効をあげること。また、通学路の整備について特段の努力を行うこと。
- (33) 学校図書館の充実・整備のために、図書費を増額すること。また、県下の学校図書館が機能的に連携できるよう、県立学校の書誌データをデータベース化し、統一ソフトで管理できるシステムを導入すること。
- (34) 農業高校・水産高校の生産実習費については、各高校の必要によって歳出し収穫に応じて県歳入とするよう予算措置をすること。
- (35) 米軍および自衛隊について、生徒・児童の生命・安全および教育環境を守る教育行政の立場から次のことを関係当局に申し入れること。
- ① 米軍岩国基地・自衛隊基地からの軍用機の学校・市街地上空飛行および超低空飛行をやめさせること。特に、入学式・卒業式、入学試験・定期考査等の実施日における飛行訓練を自粛させること。
 - ② 自衛隊防府基地の飛行訓練ルートを変更させること。
 - ③ 騒音・事故・米兵犯罪を増幅する、空母艦載機および海兵隊の岩国移転・オスプレイの配備や訓練に反対

すること。

④ 岩国市の愛宕山米軍施設に関わる管理・運営について責任の所在を明らかにするとともに安全を確保すること。

⑤ 日本国内と同様の防疫・感染対策を実施すること。

(36) 生徒の健康・安全の視点から上関原発建設を止めるよう関係機関に働きかけること。

(37) 東部地域グローバル人材育成事業は、目的が明確でなく、生徒や保護者の負担も大きいためやめること。

10. 施設・設備の充実について

(1) 危険・老朽校舎の調査を緊急に行い、早急に改築・補修をはかること。とりわけ、雨漏りや生徒・教職員の災害に直結する床・壁などの老朽化、漏電、安全で健康的な給水機能の完備など、学校現場の要求に応じて早急に改善すること。ICT化、空調への対応のため、電気容量不足を解消すること。

(2) 学校のパソコンについて、授業や業務を円滑に行うための機器を整備すること。また、障害児学校においてもすべての教職員に端末を配布すること。

(3) すべての学校・校舎・分館に公用車を配置すること。老朽化し、危険な「公用車」を直ちに改善すること。

(4) 特別教室・屋内運動場にも冷暖房装置を設置すること。燃料費の高騰に応じた運転費の拡充を図ること。

(5) 特別教室、屋内運動場、プール、給湯設備をもつシャワー室、渡り廊下の屋根、図書館等を充実すること。また、各学校で障害者用エレベーターなどバリアフリー化をすすめること。また、すべての特別支援学校の施設にエレベーターを設置すること。

(6) 給食室の施設・設備の拡充・充実や、地産地消の安全でおいしい給食を保障するなど積極的対策を講じること。

(7) 労働安全衛生法にもとづき、教職員の健康と安全の確保のため、すべての学校に必要な施設・設備の設置・拡充をはかること。生徒用、教職員用ともに多目的トイレを全校に早急に整備・設置・改善すること。

(8) 18年4月の「学校環境衛生基準の一部改正」の内容に則り、すべての教室に冷暖房設備を設置し、室温を17℃以上28℃以下に保つこと。また、室温管理に必要な光熱費についてもすべて公費負担とすることや、学校の断熱化についてもすすめること。

(9) 地震時での学校の果たす役割と安全のために、各学校の施設・設備の耐震性等について総点検し、震度7での耐震に必要な補強工事をするとともに、新設についても震度7を想定した耐震性での建築を行うこと。災害時における避難方法や避難場所等の体制を確立すること。また、「地域防災計画」の見直しについて関係機関にはたらきかけること。96年12月県議会での請願採択にともなう震災対策を実効あるものにする。

(10) 労働安全衛生法にもとづき、教職員の健康と安全の確保のため、すべての学校に必要な施設・設備の設置・拡充をはかること。特に教職員の休養機能の完備した男女別休養室、男女別トイレ(洋式を含む)を全校に早急に整備・改善すること。また、教職員の男女別更衣室を全校に設置すること。

(11) コピー機、FAX、シュレッダーなどの事務機器を教員室等にも整備し、利便性をはかること。

(12) 保健室の施設・設備を改善し、医薬品、消耗品の完備をはかること。

(13) 定時制・通信制専用の教室・保健室を確保すること。また、岩国商業東分校と山口松風館高校にグラウンドを整備すること。山口松風館高校においては実態に応じて駐車場を確保するとともに教室不足を解消すること。

(14) 高校の統廃合に伴う施設・設備の整備については、授業や部活動に支障がないよう特段の配慮をすること。また、統廃合に伴う施設の使用、管理の問題については職場の合意を得ること。豊浦総合支援学校の移設について、円滑な教育活動が行えるよう、職場からの要望に対して逐次施設・設備の改善を図ること。

(15) 新築・改築・耐震化にともなう仮校舎等については、教育の低下をまねかぬよう設備や環境の整備に配慮すること。

(16) 実習棟や寄宿舎において安全に影響のある施設・設備については、県が責任をもって調査し、設備改善および補修の予算を増額計上すること。

11. 公務員制度の民主化について

(1) 公務員の労働基本権の回復、憲法とILO勧告に基づく民主的公務員制度確立のために、県教育委員会としての責務を果たすこと。

(2) 行政サービスの公的責任放棄に繋がる公務部門の一方的な整理・合理化を行わないこと。

(3) 県教委「懲戒処分の指針」から「政治的目的を有する文書の配布」の文言を削除すること。

以上